

受理年月日	令和3年12月27日	所管委員会	総務財政委員会
番号	3年陳情第30号		
件名	前福祉事務所ケースワーカーへの事情聴取、懲戒処分について		
陳情者	[REDACTED] [REDACTED]		
分割送付	なし		
	<p>前[REDACTED]福祉事務所[REDACTED]課ケースワーカーは、前任ケースワーカーの申し送り事項の履行を行わなかった。また、のりが全くついていない弁明通知書が入った茶色の無地の封筒をポストに投函した件に関し、謝罪を行わなかった。家庭訪問時に私が左手を腰に当ててしゃべっていると、前ケースワーカーが「左手に凶器を隠し持っている」と発言したため、左手を見せて凶器を持っていないことを示したにもかかわらず、謝罪を行わなかった。また、前ケースワーカーが収入申告書に該当月を記入する際、私の家の壁を使うこと、記入した収入申告書を私の自転車のサドルに置くことの承諾を得ないまま使用したにもかかわらず、謝罪を行わなかった。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 上記により精神的苦痛を強いられたため、前[REDACTED]福祉事務所[REDACTED]課ケースワーカーへの事情聴取と懲戒処分を行うこと。 		
要旨			

令和3年12月27日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所
[REDACTED]



陳情の趣旨

(現)

課・前

課

CW [REDACTED] の職務遂行に關し、陳情を行うものである

陳情事項

前任者 [REDACTED] CWの申し送り事項の履行を行わなかつた

糊がまったく付いていない封筒の郵送、無地の封筒
(茶色)(弁明通知書)を私のポストに投函した件に關し
謝罪を行わなかつた

私の家庭訪問時に、私が左手を腰にあてて喋つて
いると、[REDACTED] かいきなり「左手に凶器を隠し持つている」と
発言したので、私は左手をみせ、持つてないことを示したにも
拘らず謝罪を行わなかつた

[REDACTED] が収入申告書に該当月を記入する際、私の家の
壁を使うこと、記入した収入申告書を私の自転車の
サドルに置いたことを承諾を得ないまま使用したにも
拘らず謝罪を行わなかつた

以上のことがら、公務員の資質に欠ける

要望事項

上記により、私は精神的苦痛を強いられた
よつて、本人への事情聴取並びに徹底処理を求める
ものである